

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 3
- 公示送達 (保険医療課) 5
- 公示送達 (高齢福祉課) 5
- 亀岡市高校生まなび応援のための支援  
金支給要綱 (学校教育課) 5
- 公示送達 (税務課) 8
- 公示送達 (高齢福祉課) 9

### —— 公 告 ——

- 公募型プロポーザル方式による業務受  
託候補者の選定 (情報政策課) 10
- 都市計画法に関する工事完了の公告  
(都市計画課) 11
- 亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事  
業による換地処分をした旨の届出  
(都市計画課) 11
- 既存集落まちづくり区域の指定区域の  
変更案の縦覧 (都市計画課) 11
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 12
- 都市計画法に関する工事完了の公告  
(都市計画課) 17
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 18
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 22
- 農用地利用集積計画の縦覧  
(農林振興課) 25

- 都市計画法に関する工事完了の公告  
(都市計画課) 25
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
(契約検査課) 26
- 都市計画法に関する工事完了の公告  
(都市計画課) 28

### —— 任免及び辞令 ——

#### 監査委員会欄

### —— 公 表 ——

- 令和4年度財政援助団体等監査結果に  
対する措置状況 30

#### 教育委員会欄

### —— 任免及び辞令 ——

#### 選挙管理委員会欄

### —— 告 示 ——

- 亀岡市長選挙におけるポスター掲示場  
の設置場所 31
- 亀岡市長選挙に係る各候補者の選挙運  
動費用収支報告書の要旨の公表 31
- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請  
求及び合併協議会設置の請求に要する  
有権者総数の50分の1の数 32
- 亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の  
市長等及び亀岡市議会議員の解職請求  
に要する有権者総数の3分の1の数 32

○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	32	○亀岡市長選挙において選挙運動用ビラ証紙交付票及び政治活動用ポスター証紙交付票に使用する印	39
○亀岡市長選挙の期日	32	○亀岡市長選挙における第23投票区の投票管理者	40
○亀岡市長選挙における選挙長及び同職務代理人	33	○亀岡市長選挙における投票管理者職務代理人の変更	40
○亀岡市長選挙において選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所	33	○亀岡市長選挙における選挙立会人を定めるくじを行わない旨の告示	41
○亀岡市長選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額	33	○亀岡市長選挙における選挙会の日時の変更	41
○亀岡市長選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色	33	○亀岡市長選挙において当選した当選人の住所及び氏名	41
○亀岡市長選挙において用いる投票用紙の様式	34	<b>農業委員会欄</b>	
○亀岡市長選挙における期日前投票所	35	——— 公 告 ———	
○亀岡市長選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理人	35	○令和5年10月定例総会の開催	42
○亀岡市長選挙における各投票区の投票所	36		
○亀岡市長選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理人	37		
○亀岡市長選挙における選挙会の場所及び日時	38		
○亀岡市長選挙における開票事務	38		
○亀岡市長選挙における選挙公報掲載申請の期限	38		
○亀岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	38		
○亀岡市長選挙における投票記載所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	39		
○亀岡市長選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	39		
○亀岡市長選挙において用いる政治活動用自動車の表示板の配色	39		

# 告 示

亀岡市告示第166号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略

14	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和5年度 第3期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第167号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度

後期高齢者医療保険料督促状2期分

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第168号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があ

れば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和5年度第3期分介護保険料

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第169号

亀岡市高校生まなび応援のための支援金支給要綱を次のように定める。

令和5年10月11日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市高校生まなび応援のための  
支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 市長は、高等学校等に在学する生徒等の教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、修学に要する経費に対し、予算の範囲内において亀岡市高校生まなび応援のための支援金（以下「支援金」という。）を支給する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、第115条に規定する高等専門学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校をいう。
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。

(受給資格)

第3条 支援金は、法第3条第1項に規定する受給資格を有する者のうち、同条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金を支給されない生徒等の保護者等であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者に支給する。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 保護者等が生計を維持している高等学校等に在学する者（以下「算定対象高校等在学者」という。）及び保護者等が生計を維

持している大学等に在学する者（申請年度の4月1日時点で22歳未満の者に限る。以下「算定対象大学等在学者」という。）の数が2以上であること。

(3) 市税を滞納していないこと。

2 支援金は、申請年度の12月1日時点で前項に規定する受給資格の要件を満たしていない者に対しては支給しない。

(受給資格の認定)

第4条 受給資格の認定を受けようとする者は、年度ごとに市長が指定する期日までに、亀岡市高校生まなび応援のための支援金受給資格認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、前条に規定する受給資格を有することについての認定を受けなければならない。

- (1) 算定対象高校等在学者又は算定対象大学等在学者が高等学校等又は大学等に在学していることが分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、その結果を亀岡市高校生まなび応援のための支援金受給資格認定（不認定）通知書（別記第2号様式）により受給資格の認定申請を行った者に通知するものとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、前条第2項の規定による資格認定を受けた保護者等（以下「認定保護者等」という。）が申請年度内の各月において、第3条第1項に規定する受給資格の要件を満たした月に支払った算定対象高校等在学者（算定対象大学等在学者がおらず、かつ、算定対象高校等在学者の数が2以上の場合にあつては、2人目以降の算定対象高校等在学者）の在学する高校等（以下「在学高校等」という。）の授業料の月額（授業料の額が月額その他月額以外の方法により定められてい

る場合にあつては、授業料の月額に相当するものとして高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「法施行規則」という。）第5条第1項で定めるところにより算定した額をいい、受給権者が授業料の減免を受けた場合にあつては、法施行規則第5条第2項で定めるところにより当該授業料の月額から当該減免に係る額を控除した額をいう。）に相当する額（その額が在学高校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）で定める額（以下「支給限度額」という。）を超える場合にあつては、支給限度額）とする。

2 前項の規定により支援金の額を算定する場合において、保護者等が月の途中で本市に転入した場合は転入日の属する月から支払った授業料の月額に相当する額を、月の途中で本市から転出した場合は転出日の属する月の前月までに支払った授業料の月額に相当する額を支給の対象とする。

（支給申請等）

第6条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期日までに、亀岡市高校生まなび応援のための支援金支給申請書兼請求書（別記第3号様式。以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 算定対象高校等在学者又は算定対象大学等在学者が高等学校等又は大学等に在学していることが分かる書類
- (2) 保護者等が授業料を負担したことが分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する期限までに支給申請書の提出が行われなかった場合、認定保護者等が支

援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

（支給の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査の上、まなび応援支援金の支給の可否を決定し、その結果を亀岡市高校生まなび応援のための支援金支給（不支給）決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給の取消し及び返還）

第8条 市長は、申請者が虚偽又は不正な手段により支援金の支給を受けたと認めたときは、支給の決定を取り消し、又は既に支給した支援金があるときは、当該支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第170号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明及び外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年10月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
2	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
3	令和5年度 督促状 固定資産税 第2期	省略	省略
4	令和5年度 督促状 固定資産税 第3期	省略	省略
5	令和5年度 督促状 固定資産税 第1期	省略	省略
6	令和5年度 督促状 固定資産税 第2期	省略	省略
7	令和5年度 督促状 固定資産税 第3期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」



## 亀岡市告示第171号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年10月31日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類

督促状 令和5年度第4期分介護保険料

## 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第83号

亀岡市財務会計・文書管理システム更新業務委託について、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 業務概要

### (1) 業務名

亀岡市財務会計・文書管理システム更新業務委託

### (2) 業務内容

全庁的な決裁事務において電子化・ペーパーレス化を推進し、職員の利便性及び業務効率の向上を図るため、データ連携による電子決裁の効率的な運用が可能な財務会計・文書管理システムを導入・構築するものである。

### (3) 業務期間

ア システム導入・構築業務

契約締結日から令和7年3月31日まで

イ サービス利用・運用保守業務

財務会計システム：令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

文書管理システム：令和7年4月1日から令和11年9月30日まで

※財務会計システムのうち、予算編成に係るサブシステムのみ令和6年10月1日から先行稼働を開始し、残るシステムについては令和7年4月1日に本格稼働を開始する。

### (4) 見積限度額（消費税及び地方消費税含む。）

ア システム導入・構築業務 各システム合計 103,000,000円

イ サービス利用・運用保守業務 各システム合計 月額1,694,000円

## 2 その他

詳細は、亀岡市財務会計・文書管理システム更新業務委託公募型プロポーザル実施要領による。  
なお、現在の仕様書は案であるため、本プロポーザルにおいて選定された事業者と協議の上で最終的な仕様を確定する。

「揭示済」

亀岡市公告第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和5年10月2日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
 亀岡市篠町篠上西裏30の1の一部、  
 30の3、30の5の一部、43の13、  
 44の1の一部、市有地  
 （関連区域）  
 亀岡市篠町篠上西裏44の9の一部、市  
 有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
 亀岡市大井町南金岐尾垣内9  
 株式会社三煌産業

「揭示済」

亀岡市公告第85号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業の施行者である株式会社エルハウジングから換地処分をした旨の届出があったので、同法同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月5日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

亀岡市公告第86号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第3号及び第9条第1項第3号の規定に基づく指定区域を変更するため、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により、次のとおり変更案を縦覧に供する。

なお、変更案について、当該指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和5年10月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 変更する区域の名称及び土地の区域  
 馬路地区（亀岡市馬路町、千歳町千歳、河原林町河原尻 地内）
- 2 縦覧場所  
 亀岡市安町野々神8番地  
 亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 3 縦覧期間  
 令和5年10月10日から  
 令和5年10月23日まで
- 4 その他  
 指定区域において許容する予定建築物等の用途は変更しない。

「揭示済」

亀岡市公告第87号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和5年10月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
空気清浄機の購入について
- (2) 納品場所  
仕様書のとおり
- (3) 入札物品  
空気清浄機
- (4) 納期  
令和5年12月15日まで
- (5) 最低制限価格 不採用
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 免除

2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 亀岡市「令和5年度 物品購入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない

者を含む。）でないこと。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ク 公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 亀岡市内に本社又は本店を有する者であること。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書（様式2）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年10月10日（火） 午後3時から 令和5年10月26日（木） 午後5時まで	1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。 2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中（令和5年10月10日（火）は午後3時から午後5時まで、令和5年10月11日（水）以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。
確認申請書等の受付	令和5年10月25日（水） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで 令和5年10月26日（木） 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後5時まで	入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和5年10月26日（木）午後5時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。 (2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類 (3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

		<p>イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。</p> <p>ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。</p> <p>エ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
入札参加資格確認通知書の送付	令和5年10月30日（月）までに発送	<p>確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付	<p>確認申請書等に関する質問 令和5年10月24日（火） 午後5時まで</p> <p>仕様書等に関する質問 令和5年11月1日（水） 正午まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式3）にて行うこととし、電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。</p> <p>添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows 版）で支障なく再現できること。</p> <p>口頭による質問は受け付けない。</p> <p>提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。</p>
質問に関する回答	<p>確認申請書等に関する回答 随時</p> <p>仕様書等に関する回答 令和5年11月2日（木） 午後5時まで</p>	<p>1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p> <p>2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに電子メールにて入札参加資格者全員に回答する。</p> <p>3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。</p> <p>4 回答期日までに情報公開システムにて回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。</p>

入札日時	令和5年11月7日（火） 午前10時（厳守）	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり
------	---------------------------	----------------------------

## 5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式4）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

### (6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「空気清浄機」一式の合計金額とする。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式5）を提出しなければならない。

### (8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式6）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあつては、この限りでない。

### ウ 開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

### (9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

<p>エ 入札に関し、不正の利益を得るための 連合その他の不正行為をした者又はその 疑いのある者の入札</p> <p>オ 一般競争入札参加資格確認通知書によ り「参加資格有」の通知を受けた後、指 名停止措置を受けて開札時点において指 名停止期間中である者等、開札時点にお いて入札に参加する資格のない者の入札</p> <p>カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定 することができない入札書で入札をした 者の入札</p> <p>キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は 不明瞭のため、入札参加者又は対象案件 を特定することができない入札書で入札 をした者のした入札</p> <p>ク 入札関係職員の指示に従わない等、入 札場の秩序を乱した者</p> <p>ケ 再度入札に付して最低価格札の発表を したにもかかわらず、当該最低価格以上 の価格で入札をした者</p> <p>コ その他入札条件に違反した者</p> <p>(10) 落札者の決定方法</p> <p>ア 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則 第1号）第110条の規定により作成された 予定価格の制限の範囲内で最低の価格を もって有効な入札を行った入札者を落札 者とする。</p> <p>なお、落札者となるべき同価の入札を した者が2人以上あるときは、直ちに当 該入札者にくじを引かせ、落札者を決定 するものとする。この場合において、当 該入札者のうち開札に立ち会わない者又 はくじを引かない者があるときは、これ に代えて当該入札事務に関係のない職員 にくじを引かせるものとする。</p> <p>イ 落札者が決定通知のあった日から指定 する期日までに契約を締結しないときは、 落札者は当該契約の相手方となる資格を</p>	<p>失うものとする。</p> <p>(11) その他亀岡市財務規則に基づき執行する。</p> <p>6 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金 額の100分の5相当額の違約金を徴収する。</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 その他</p> <p>(1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、 関係法令等を遵守すること。</p> <p>(2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約 関係書類と一体のものとして、同等の効力 を有するものとする。</p> <p>(3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、 中止又は取り消すことがある。</p> <p>(4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務 に係る契約の締結までの間において、当該 落札者が入札参加資格要件を満たさなく なった場合には、当該業務契約を締結しな いことがある。</p> <p>(5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合に は、当業務の入札に参加できないとともに、 亀岡市の指名停止措置を行うことがある。</p> <p>(6) 上記に定めるもののほか、亀岡市財務規 則の定めるところによる。</p> <p>(7) 予定価格は公表しないものとする。</p> <p>9 問い合わせ先 〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地 亀岡市総務部 契約検査課 (電話番号 0771-25-5009) (FAX番号 0771-25-5157) 電子メールアドレス： sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp</p>
--	--



ホームページ：

<https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

---

亀岡市公告第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和5年10月10日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市保津町式番11の8の一部、11の9、六條口54の19、54の20、54の21、54の22、54の23、54の27、市有地  
(関連区域)  
亀岡市保津町式番7の21の一部、六條口20の31の一部、54の1の一部、54の2の一部、54の18の一部、54の24の一部、54の25の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
亀岡市安町野々神8  
亀岡市（担当部署：こども未来部保育課）

「揭示済」

## 亀岡市公告第89号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年10月12日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |             |   |            |
|-------------|---|------------|
| (1) 工事番号    | 5道改第10号   |            |
| (2) 工事名     | 市道クニッテルフェルト通外2線道路改良工事（その5）  |            |
| (3) 工事場所    | 亀岡市追分町大堀地内外   |            |
| (4) 工事種別    | 土木一式工事  |            |
| (5) 工事概要    | 工事延長  | L = 157.7m |
|             | ・管路工（幹線部）   |            |
|             | 埋設管路（φ150mm）  | L = 252m   |
|             | 埋設管路（φ75mm）   | L = 1,055m |
|             | 埋設管路（φ100mm）  | L = 977m   |
|             | ・プレキャストボックス工  |            |
|             | プレキャストボックス  | N = 12箇所   |
| (6) 工期      | 契約日の翌日から令和6年3月31日まで   |            |
| (7) 部分払     | 無   |            |
| (8) 前金払     | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）  |            |
| (9) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |            |
| (10) 最低制限価格 | 採用  |            |
| (11) 入札保証金  | 免除  |            |
| (12) 契約保証金  | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工   |            |

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。  
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年10月12日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年10月12日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年10月24日（火） 午前9時から午後5時まで 令和5年10月25日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年10月26日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年10月23日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年10月27日（金）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年10月31日（火） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和5年11月6日（月） 午前9時から午後5時まで 令和5年11月7日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

予定価格の公表	令和5年11月7日（火）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和5年11月9日（木）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和5年11月10日（金）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和5年11月10日（金） 午前9時30分	令和5年11月13日（月） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和5年11月13日（月） 午前9時から午後3時まで	令和5年11月14日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和5年11月13日（月） 午後3時以降	令和5年11月14日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第90号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年10月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- |              |                           |                         |
|--------------|---------------------------|-------------------------|
| (1) 工事番号     | 5道舗改第2号                   |                         |
| (2) 工事名      | 市道安町4号線道路舗装改良工事           |                         |
| (3) 工事場所     | 亀岡市安町地内                   |                         |
| (4) 工事種別     | 舗装工事                      |                         |
| (5) 工事概要     | 工事延長 L=390.2m             | 工事幅員 W=6.00m~10.00m     |
|              | 構造物撤去工                    |                         |
|              | 舗装版破碎                     | A=2,544.4m <sup>2</sup> |
|              | 運搬処理工                     |                         |
|              | As殻運搬・処分                  | V=127.2m <sup>3</sup>   |
|              | 舗装工                       |                         |
|              | 不陸整正                      | A=2,544.3m <sup>2</sup> |
|              | 表層                        | A=2,544.3m <sup>2</sup> |
|              | 区画線工                      |                         |
|              | 熔融式区画線(白色)                | 一式                      |
|              | 熔融式区画線(矢羽根・青)             | N=19箇所                  |
|              | 熔融式区画線(誘導ライン・青)           | N=16箇所                  |
|              | 貼付式熔融路面標示シート(自転車マーク)      | N=4枚                    |
|              | 貼付式熔融路面標示シート(破線矢印)        | N=4枚                    |
|              | 仮設工                       | 一式                      |
| (6) 予定価格(税込) | 17,785,900円               |                         |
|              | 【入札書比較価格(税抜) 16,169,000円】 |                         |

- (7) 工 期 契約日の翌日から120日間
- (8) 部 分 払 無
- (9) 前 金 払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）  
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等	手 続 の 方 法 等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年10月16日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	令和5年10月16日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年10月23日（月） 午前9時から午後5時まで 令和5年10月24日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年10月25日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年10月20日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年10月26日（木）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年10月27日（金）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和5年10月31日（火） 午前9時から午後5時まで 令和5年11月1日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年11月2日（木） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。



- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第91号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和5年10月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間  
令和5年10月16日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和5年10月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市三宅町野々神1の159、4、5、市有地  
(関連区域)  
市有地、府有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
京都市西京区大枝北沓掛町5丁目23の3  
眞城 盛東

「揭示済」

## 亀岡市公告第93号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この業務は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年10月24日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 業務の概要等

- (1) 業務番号 水委第14号
- (2) 業務名 水道老朽管耐震化工事（千代川・大井）設計支援業務委託
- (3) 業務場所 亀岡市千代川町地内外
- (4) 業務種別 建設コンサルタント業務
- (5) 業務内容 業務延長 L=655m（千代川工区その1）  
L=508m（大井工区その1）  
図面、数量計算書等変更業務 1式
- (6) 予定価格（税込） 1,980,000円  
【入札書比較価格（税抜） 1,800,000円】
- (7) 履行期間 契約日の翌日から令和6年3月11日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 不採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査において、「上水道及び工業用水道」に登録している者のうち、京都府内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所を置く者とする。また、入札参加者は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 仕様書に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年10月24日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年10月24日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年10月31日（火） 午前9時から午後5時まで 令和5年11月1日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年11月6日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年10月30日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年11月7日（火）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年11月9日（木）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和5年11月13日（月） 午前9時から午後5時まで 令和5年11月14日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年11月15日（水） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務委託契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第94号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和5年10月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
 亀岡市千代川町小林植田88の一部、  
 89の一部、92の1の一部、92の2の一部、  
 94の1の一部、94の2の一部、  
 市有地  
 (関連区域)  
 亀岡市千代川町小林植田84の2の一部、  
 84の3の一部、88の一部、89の一部、  
 92の1の一部、92の2の一部、92の3の一部、  
 93の一部、94の1の一部、  
 94の2の一部、94の3の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 京都市山科区音羽前出町33の1  
 ライオンズマンション山科音羽204号  
 中澤 みさ子

「揭示済」

## 任免及び辞令

ACOON HIBINO

亀岡市の文化施策を推進するため亀岡市市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和6年3月31日までとします

植 木 孝 宜

佐 藤 明 美

東 原 博 司

樋 垣 諒

(各 通)

國 代 一 祥

佐 野 由美子

俵 知 可

辰 巳 哲 也

植 木 多津子

亀岡市休日急病診療所運営委員会委員に委嘱します

令和5年10月1日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年10月26日

亀岡市監査委員 関本孝一  
 亀岡市監査委員 小川克己

令和4年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>まちづくり推進部 都市整備課</p> <p>(ア) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程において、給与の額及び支給方法については亀岡市一般職員の給与に関する条例の例によるものとする定められているにもかかわらず、休日の勤務について条例と異なる対応をしている事例が見受けられた。</p> <p>　　今後は市の規定に沿った対応を行うよう、改善指示されたい。</p> <p>(イ) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会臨時雇用職員就業規則及び公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程において、基準としている市の規則の廃止が反映されていない条文が見受けられた。</p> <p>　　当該規則及び規程の見直しを行うよう改善指示されたい。</p>	<p>　　今後は市の規定に沿った対応を行うよう改善指示を行い、了承を得た。</p> <p>　　令和5年度第4回公益財団法人亀岡市都市緑花協会理事会（令和5年9月25日開催）において、以下の規則及び規程の見直しが行われたと報告を受けた。</p> <p>a 公益財団法人亀岡市都市緑花協会臨時雇用職員就業規則</p> <p>b 公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程</p> <p>c 公益財団法人亀岡市都市緑花協会嘱託職員就業規則</p>

「揭示済」

教育委員会欄

任免及び辞令

(各 通)

木 曾 布 恭  
木 村 恵 子  
篠 部 昌 和  
隅 田 盛 和  
柴 田 琢 磨  
渡 邊 美 園  
竹 村 輝 彦  
栗 山 亨 典

安詳小学校 学校運営協議会委員に委嘱します  
任期は令和7年10月5日までとします  
令和5年10月6日

(各 通)

梅 本 靖 博  
坂 本 雅 子  
鎌 田 智 子  
清 水 由 士  
中 村 典 孝  
山 下 正 己  
松 本 智 沙  
佐 田 留 男  
中 村 純 子

詳徳小学校 学校運営協議会委員に委嘱します  
任期は令和7年10月12日までとします  
令和5年10月13日

選挙管理委員会欄

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第66号

令和5年10月22日執行予定の亀岡市長選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和5年10月4日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

【省 略】

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第67号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙に係る各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の公表は、亀岡市公報により行う。

令和5年10月10日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第68号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年10月14日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

1,459人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第69号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年10月14日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

24,303人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第70号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年10月14日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

12,152人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第71号

亀岡市長選挙の期日を次のように定める。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

選挙の期日 令和5年10月22日

「揭示済」



亀岡市選挙管理委員会告示第72号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

選挙長	省略	俣野 健一郎
同職務代理者	省略	美馬 義晴

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第73号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙において、選挙長が立候補の届出の受付等の事務を取り扱う場所及び亀岡市選挙管理委員会が選挙の管理執行を行う場所は、次のとおりである。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市選挙管理委員会事務局  
(亀岡市役所内)

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第74号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における候補者1人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

亀岡市長選挙  
9,005,500円

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第75号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙において用いる街頭演説用標旗、腕章等の配色を次のように定める。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

亀岡市長選挙  
街頭演説用標旗  
白地に黒色の文字  
街頭演説用腕章  
白地に黒色の文字  
自動車の乗員用腕章  
白地に黒色の文字  
自動車の表示板  
白地(木板)に黒色の文字

拡声機の表示板  
白地（木板）に黒色の文字

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第76号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

(表)

(裏)

<p>点字投票</p>	<p>令和5年執行 亀岡市長選挙投票</p> <p>(注意) 一 候補者の氏名を一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>亀岡市選挙管理委員会之印</p>
-------------	---

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

(表)

(裏)

<p>候補者氏名</p>	<p>令和5年執行 亀岡市長選挙投票</p> <p>(注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> <p>亀岡市選挙管理委員会之印</p>
--------------	---

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第77号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

施設名	所在地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第78号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

令和5年10月22日執行 亀岡市長選挙  
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

(1) 市役所 市民ホール

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和5年10月16日	小島香代子	省略	中井康雄	省略
令和5年10月17日	俣野健一郎	省略	小島香代子	省略
令和5年10月18日	美馬義晴	省略	俣野健一郎	省略
令和5年10月19日	中井康雄	省略	美馬義晴	省略
令和5年10月20日	小島香代子	省略	中井康雄	省略
令和5年10月21日	俣野健一郎	省略	小島香代子	省略

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第79号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町袖原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市蒔田野生涯学習センター	亀岡市蒔田野町佐伯西ノ辻9番地1
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町井戸ノ下211番地2
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3
第30投票区	出雲会議所	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津児童館	亀岡市保津町式番11番地1
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22番地
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51
第45投票区	小林区会議所	亀岡市千代川町小林植田61番地

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第80号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における各投票区の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

令和5年10月22日執行 亀岡市長選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	岡本保博	省略	藤田雅史	省略
	2	武内政一	省略	巻田晃宏	省略
東別院	3	藤原清次	省略	乾彰展	省略
西別院	5	長野烈士	省略	西村重喜	省略
	6	林正平	省略	田村知弘	省略
曾我部	7	土岐敏男	省略	伊藤正人	省略
	8	齋藤厚	省略	宮川泰一	省略
吉川	9	赤田雅光	省略	白崎徹也	省略
蕨田野	10	麻田栄隆	省略	成田一真	省略
本梅	12	兒嶋高志	省略	中川正大	省略
	13	小林功	省略	谷健太	省略
畑野	14	野田行弘	省略	岡本英明	省略
	15	谷口文雄	省略	竹村直樹	省略
宮前	16	西田章夫	省略	工藤彰	省略
	17	森茂	省略	山口裕貴	省略
	18	太田覚一	省略	岡本圭介	省略
大井	19	三宅吉樹	省略	近藤洋介	省略
	20	高橋正	省略	森田幸治	省略
千代川	21	八木喜和	省略	美馬大人	省略
	22	俣野修宏	省略	俣野孝明	省略
馬路	23	—	省略	谷裕幸	省略
	24	中川俊和	省略	佐藤知草	省略
	25	堤章好	省略	足立慎吾	省略
旭	26	平井正	省略	平井透	省略
	27	射場和美	省略	川勝洋太	省略
千歳	28	渡邊正満	省略	廣瀬直人	省略
	29	西田又康	省略	廣瀬敬太	省略
	30	杉崎隆男	省略	今西洋希	省略
河原林	31	八木秀一	省略	岩本尚志	省略
	32	桂真一	省略	林田和也	省略
保津	33	廣瀬文章	省略	山口福子	省略
東本梅	35	橋本政信	省略	井内康博	省略
	36	中西顯	省略	古崎忠	省略
篠	37	富士原俊行	省略	橋本大佑	省略
篠・東つじ	38	山田音弘	省略	石津仁	省略
西つじ	39	野中康朗	省略	串崎眞	省略
亀岡	40	岡本保文	省略	太田健一郎	省略
篠	41	山本巖	省略	谷智行	省略
南つじ	42	池藤佳予子	省略	中西孝臣	省略
東別院	43	岡田幸由	省略	曾我部育	省略
篠	44	中村茂	省略	山下大輔	省略
千代川	45	川勝哲也	省略	松永恵理子	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第81号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

- 1 場 所    ガレリアかめおか  
                 亀岡市余部町宝久保1番地1
- 2 日 時    令和5年10月22日  
                 午後9時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第82号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における開票事務は、選挙会場において選挙会事務に合わせて行う。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第83号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における選挙公報掲載申請の期限は、令和5年10月15日とする。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第84号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のように定める。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

- 1 場 所    亀岡市安町野々神8番地  
                 亀岡市役所
- 2 日 時    令和5年10月15日  
                 午後5時

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第85号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における投票記載所の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所

2 日 時 令和5年10月15日  
午後5時20分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第86号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

1 場 所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所

2 日 時 令和5年10月19日  
午後5時30分

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第87号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙において用いる政治活動用自動車の表示板の配色を次のように定める。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

政治活動用自動車の表示板  
白地（木板）に黒色の文字

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第88号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙において選挙運動用ビラ証紙交付票及び政治活動用ポスター証紙交付票に使用する印を次のように定める。

令和5年10月15日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

亀岡市選挙管理委員会規程（昭和30年亀岡市選挙管理委員会告示第2号）第19条で定める亀岡市選挙管理委員会の印

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第89号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における第23投票区の投票管理者を次のとおり選任した。

令和5年10月16日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

投票区	氏名	住所
第23投票区	兼吉 学	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第90号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における投票管理者職務代理者を次のとおり変更した。

令和5年10月19日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第40投票区	省略	笠井 祥子	省略	太田 健一郎

「揭示済」



亀岡市選挙管理委員会告示第91号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙においては、公職選挙法第76条において準用する同法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による選挙立会人を定めるくじは、行わない。

令和5年10月19日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第92号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙における選挙会の日時を次のように変更する。

令和5年10月22日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

選挙会日時 令和5年10月22日  
午後8時50分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第93号

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙において当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和5年10月23日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

住 所	氏 名
省略	桂川 孝裕

「揭示済」

# 農業委員会欄

## 公 告

亀岡市農業委員会公告第11号

令和5年10月定例総会を下記のとおり公告する。

令和5年10月2日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和5年10月5日（木）  
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 3階  
302・303会議室

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 非農地証明交付について
- ・第5号議案 令和5年11月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
- ・第6号議案 令和5年11月都市農地貸借事業計画（都市農地貸借法）
- ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

「揭示済」